

私の研究



乳児院や児童養護施設等で活躍する保育士の養成 ～緊密な連携を通して～

坂本 真一（さかもと しんいち）

桜の聖母短期大学 副学長
教授



1. はじめに

私は20年以上にわたって短期大学において主に保育士養成に携わってきました。社会福祉学を専門としています。担当科目は、保育士資格取得のために必要な社会福祉に関わる科目を中心として、保育士資格取得のために必要な保育実習やそれに関わる科目も担当してきました。

保育士資格取得のための保育実習に関わることについて、私の取り組みの一端を紹介します。

2. 保育士とは

保育士について、どのような場所で活躍するイメージを持っているでしょうか。多くの方は「保育所」（一般的には「保育園」という表現になじみがあるかもしれませんが）に勤務する姿をイメージするのではないのでしょうか。保育士資格取得を目指して短期大学に入学してくる学生の多くもこのようなイメージを持っているようです。

児童福祉法において、保育士とは「保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者」とされます。この規定における「児童」について、どのようにイメージなさるでしょうか。児童福祉法において、児童とは「満18歳に満たない者」と定義され、さらに「満1歳に満たない者」を「乳児」、「満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者」を「幼児」、「小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者」を「少年」と定義しています。多くの方がイメージする保育士は、保育所において乳児や幼児の保育を担う姿だと思います。しかし、児童福祉法の定義から、保育士が対象とするのは満18歳までの児童であることがわかります。

3. 児童福祉施設で活躍する保育士

保育士は保育所を含め、ほとんどの「児童福祉

施設」に配置される専門職です。

児童福祉法において、「児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護

施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする」と定義されています。各施設の目的は、児童福祉法において表のように規

表 児童福祉施設とその目的

助産施設	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設
乳児院	乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設
母子生活支援施設	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設
保育所	保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設
幼保連携認定こども園	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の幼児に対する教育及び保育を必要とする乳児・幼児に対する保育を一体的に行い、これらの乳児又は幼児の健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設
児童厚生施設	児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設
児童養護施設	保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。以下この条において同じ。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設
障害児入所施設	障害児を入所させて、支援を行うことを目的とする施設
福祉型障害児入所施設	保護、日常生活の指導及び自立生活に必要な知識技能を付与する。
医療型障害児入所施設	保護、日常生活の指導、自立生活に必要な知識技能の付与及び治療を行う。
児童発達支援センター	障害児を日々保護者の下から通わせて、支援を提供することを目的とする施設
福祉型児童発達支援センター	日常生活における基本的動作の指導、自立生活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う。
医療型児童発達支援センター	日常生活における基本的動作の指導、自立生活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を行う。
児童心理治療施設	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となつた児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設
児童自立支援施設	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設
児童家庭支援センター	地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、保護を要する児童やその保護者に必要な指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行うことを目的とする施設

定されています。

乳児院や児童養護施設という名称はご存じの方もいると思います。近年、児童虐待が大きな問題になっていますが、虐待を受けた児童を含め、保護が必要な児童のための施設です。保育所に通う乳幼児は、日中は保育所で過ごしますが、遅くとも夜には家族が迎えに来て自宅へ帰ります。しかし、乳児院や児童養護施設は入所型の施設であり、保育所のように家族が迎えに来て自宅へ帰るといったことはありません。例えば児童養護施設に入所している年齢に達した児童の場合、児童はその施設から学校へ通い、施設へ帰ってきます。施設入所中の児童にとっては、帰る場所、生活の中心となる場所なのです。乳児院や児童養護施設にも保育士は配置されています¹⁾。

また、母子生活支援施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設も保育士が配置される入所型の施設です²⁾。

私は、乳児院や児童養護施設等の入所型の児童福祉施設で活躍することを希望する保育士を育てたいと思い保育士養成に携わってきました。

4. 保育士資格取得と保育実習

保育士資格を取得する方法は2つあります。ひとつは保育士試験を受験して合格する方法です。もう一つは、厚生労働大臣が指定する「指定保育士養成施設」である学校等で学んで必要な単位を修得して卒業する方法です。指定保育士養成施設において保育士資格を取得するためには、指定された教科目を履修し単位を修得するとともに、教科全体の知識、技能を基礎として、これらを総合的に実践する応用能力を養うために、児童に対する理解を通じて保育の理論と実践の関係について習熟することを目的とする「保育実習」が必須です。

保育実習は、保育所や保育所以外の児童福祉施

設等で行います³⁾。専門的な教科での学びや実習前の指導を通して、十分に準備をしてから実習に臨みますが、実習に臨む学生の多くは不安を抱えています。特に、保育所以外の児童福祉施設等での実習においては、その実習先について保育所のように馴染みがなくイメージしづらいことや、実習施設や施設に併設される宿泊施設に宿泊して実習する場合もあることなどが影響しているものと思いますが、大きな不安を抱えているようです。

保育実習は、本来、就職へ向けての活動ではありませんが、就職先を決定する際に大きな影響を与えます。乳児院や児童養護施設等の入所型の児童福祉施設で活躍することを希望する保育士を育てるためには、実習に臨む学生の不安を軽減し、さらに、やりがいや魅力を感じられるような充実した日々を過ごすことができる実習にしなければならぬと考えています。

5. 保育実習における緊密な連携

保育実習について、その目的を達成するために、「保育実習実施基準」⁴⁾において、「保育実習の実施に当たっては、保育実習の目的を達成するため、指定保育士養成施設の主たる実習指導者のみに対応を委ねることのないよう、指定保育士養成施設の主たる実習指導者は、他の教員・実習施設の主たる実習指導者等とも緊密に連携し、また、実習施設の主たる実習指導者は、当該実習施設内の他の保育士等とも緊密に連携すること」が求められています。また、「指定保育士養成施設の所長は、毎学年度の始めに実習施設その他の関係者と協議を行い、その学年度の保育実習計画を策定するものとし、この計画において、全体の方針、実習の段階、内容、施設別の期間、時間数、学生の数、実習前後の学習に対する指導方法、実習の記録、評価の方法等を明らかにし、指定保育士養成施設と実習施設との間で共有すること」が求められて

います。保育所以外の児童福祉施設等での実習に臨む学生の不安を軽減し、さらに、やりがいや魅力を感じられるような充実した実習の実現のために「緊密な連携」や「共有」は不可欠なものであると考えます。

6. 緊密な連携の推進のために

緊密な連携について、言葉ありきではなく、そのあり方を具体的に考える必要があります。そのために、保育所以外の児童福祉施設等での実習において、緊密な連携をどのように進めるのかを検討するための調査研究を始めたところです。

これまでに、緊密に連携することについて実習施設がどのように捉え、考えているのか、その状況を把握するために実習施設に対するインタビュー調査を実施しました⁵⁾。また、実習中や実習の事前・事後における学生と実習施設および実習施設職員との関わりの状況を把握するために学生に対するアンケート調査を実施しました⁶⁾。

学生へのアンケート調査の結果の一部を紹介します。実習開始前に実習施設においてオリエンテーションを実施することが一般的です。実習開始前のオリエンテーションが有効であったか質問したところ、当然のことですが、実習に「役に立った」という回答が多く得られました。しかし、実習施設が学生の自宅や学校から遠方であるとの理由により実習施設でのオリエンテーションが実施されず、電話で実施したケースや実習施設から施設や実習内容に関する資料が郵送されたケースがあったようです。いずれも実習施設の配慮によるものと思われるが、遠方であっても事前に実習施設を訪問して様子を確認しておきたかったとの回答がありました。また、実習期間中に、実習施設や施設入所児童等に関する資料を閲覧する機会があったか、また、施設長等による講話の機会があったかについて質問し、さらに、これらが実

施された場合に有効であったかを確認したところ、資料閲覧や講話の機会があった学生のほとんどが実習に「有効であった」と回答しました。しかし、講話が実施されたものの実習最終日の前日に実施されたケースがあり、これについては、実習に活用できず「有効ではなかった」と回答しています。

このような現状を指定保育士養成施設と実習施設において把握・共有し、実施方法や内容等について検討していくことを積み重ねることが緊密な連携につながるものと考えます。そして、緊密な連携に支えられた実習を実現することが、乳児院や児童養護施設等の入所型の児童福祉施設で活躍することを希望する保育士を養成することに結びつくものと考えています。

7. おわりに

本学の建学の精神および教育目的は「カトリックの精神に根ざした人間観・世界観に基づく知的・倫理的見識を養い、豊かな心と深い教養をもって、愛と奉仕に生きる良き社会人を育成する」ことです。「愛と奉仕に生きる良き社会人」として、地域の乳児院や児童養護施設等において活躍する人材を今後も送り出していきたいと思えます。

- 1) 乳児院への保育士の配置について、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」において、「乳児院には、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。」(第21条第1項、一部省略)と規定され、さらに「看護師は、保育士又は児童指導員をもってこれに代えることができる。」(第21条第6項、一部省略)と規定される。
- 2) 母子生活支援施設における保育士の配置につ

いて、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」において、「母子生活支援施設には、母子支援員、嘱託医、少年を指導する職員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。」（第27条、一部省略）と規定され、さらに、第28条において「母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。」とし、該当する者の一つとして「保育士の資格を有する者」（一部省略）が規定されている。

また、児童自立支援施設における保育士の配置について、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」において「児童自立支援施設には、児童自立支援専門員、児童生活支援員、嘱託医及び精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士並びに調理員を置かなければならない。」（第80条、一部省略）と規定され、さらに、第83条において「児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。」とし、該当する者の一つとして「保育士の資格を有する者」（一部省略）が規定されている。

3) 「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」（平成15年12月9日雇児発第1209001号）（一部改正 令和4年8月31日子発0831第1号）の別紙2「保育実習実施基準」において、保育実習について、「保育実習Ⅰ」（必修科目）、

「保育実習Ⅱ」（選択必修科目）、「保育実習Ⅲ」（選択必修科目）が規定されている。「保育実習Ⅰ」の実習施設は、保育所、幼保連携型認定こども園等及び乳児院、母子生活支援施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、障害者支援施設、指定障害福祉サービス事業所、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が規定される（一部省略）。「保育実習Ⅱ」の実習施設は、保育所又は幼保連携型認定こども園あるいは小規模保育 A・B 型及び事業所内保育事業が規定される。「保育実習Ⅲ」の実習施設は、児童厚生施設又は児童発達支援センターその他社会福祉関係諸法令の規定に基づき設置されている施設であって保育実習を行う施設として適当と認められるものが規定される（一部省略）。

4) 「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」（平成15年12月9日雇児発第1209001号）（一部改正 令和4年8月31日子発0831第1号）の別紙2「保育実習実施基準」

5) 佐久間美智雄・坂本真一（2019）保育士養成課程における養成校と実習施設の連携に関する研究（1）、日本保育学会第72回大会発表論文集

6) 坂本真一・佐久間美智雄（2020）保育士養成課程における養成校と実習施設の連携に関する研究（2）、日本保育学会第73回大会発表論文集

<プロフィール>

1971年 生まれ。

1998年 3月 東北福祉大学大学院社会福祉学研究科修了

1998年 4月 東北福祉大学助手

2000年 4月 青森中央短期大学専任講師、2004年 4月から助教授

2007年 4月 桜の聖母短期大学准教授、2014年 4月から教授

2022年 4月 桜の聖母短期大学副学長、学務部長（現在に至る）